事例 1

―特許出願と学術発表―

『相田教授は、助教授時代にクロレラの遺伝子発現に関する興味ある発見をした。その発見はクロレラを使ったさまざまな有用タンパク質の製造の基本技術につながると予想され、実証試験を行って特許出願すべきかとも考えたが、次期教授選を2年後に控えて、注目される業績が欲しかったので、基礎的知見だけを海外の一流誌に投稿した。相田助教授の論文は学会で高く評価され、教授選考の大きな助けになった。相田助教授の論文を査読したアメリカの研究者はクロレラを用いた遺伝子組み換え技術による有用タンパク質の製造に関する基本特許を取得し、それを使用した新しい産業が熱帯地域に生まれた。』

大学と TLO 関係者への質問

Q1-1. この事例についてどのように考えますか(複数回答可;以後の設問も同様)

選択肢-1 特許や研究成果の産業的利用の努力が人事や処遇に反映されれば特許出願努力をもっと重視するだろう

選択肢-2 迅速に出願できる体制があれば特許出願努力をもっと重視するだろう

選択肢-3 学術発表優先、特許副次的という考え方は状況によっても変わらないだろう

選択肢-4 その他

Q1-2. 教員の特許出願を促進するインセンティブについてどのようなものがあるとお考えですか(現状で不足するもの、推進力になるものなど)

産業界への質問(大学と TLO 関係者への質問と違う部分に波下線)

- Q1-1. この事例についてどのように考えますか(複数回答可;以後の設問も同様)
- 選択肢-1 特許や研究成果の産業的利用の努力が人事や処遇に反映されれば<u>大学教員も</u>特許出 努力をもっと重視するだろう
 - 選択肢-2 迅速に出願できる体制があれば特許出願努力をもっと重視するだろう
 - 選択肢-3 学術発表優先、特許副次的という考え方は状況によっても変わらないだろう
 - 選択肢-4 その他
- Q1-2. 大学教員に対する特許出願を促進するインセンティブ策についてどのようなものがあるとお考えですか(現状で不足するもの、推進力になるものなど)

		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整照	I	現在	処	迅	学	そ	事///・元明に知じながり子間元代と復元	(プロジェ
理番号	見役職	の仕 事の 重点	過反映	速出願	,術優先	の他		クトによ るメモ)
1-1	助手	教育・研究	1	2			2. 通常の業務が多い。時間がない(書類作成の)。	
1-2	副学長	管理	1				2. 研究業績としての評価、昇格などの人事面での評価を高める。	
1-3	教授	教育・研究	1	2				
1-4	部局 長等 の長	管理	1	2			1. 特許出願を優先させることが必要。 2. 研究の成果は特許も発表も同等と考える。	発表と特 許の同等 性指摘
1-5	助教 授	コーディ ネイショ ン	1				 発明や産業利用が目論まれた研究は少ないと考える。 特許出願や取得を業績として評価する事。 	
2-1	教授	教育・研			3		2. 特許取得のメリットに関する啓発	
2-2	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1				 教員に発明と特許出願について広く理解してもらう必要がある。 	
	部局 長等 の長	管理		2				
3-1	助教授	コーディネイション	1		3		1. 世代毎に異なり、40代前は1、50代後は3という考えである傾向が強く、1が満足されるまでには、十年以上かかり、実際に反映されるのもこのあたりの風潮です。 2. 特許出願に時間がかかりそのため論文が出せず、共同研究等も受け入れられないため、批判を受ける(記入者も経練中)。そのため研究費、精神的ブレッシャー両面を解決するインセンティブが必要であり、出願をしたことがない?部も多い現状では、この解決は難しい。	特許出願 努力が現 実的に難 しいと 指摘
4-1		管理			3			
5-1	長 部 長 の 長	管理	1	2			1. 特許が人事や処遇に充分反映されない状況下では、学術発表を 優先することは止むを得ない。 2. 人事や処遇に反映されることが必要	
5-2	助教授	コーディ ネイショ ン	1				2. 人事や処遇に反映されることが必要。 1. 但し、特許の個々の有用性についての評価方法の確立が必要。 学術発表については多少ある。 2. 研究費(物品費以外に研究員への手当等)ならびに自分の生活 質の部も外部導入する必要があるようになれば、特許に対する認 識は一変するであろう。	特許の有 用性評価 の必要性 指摘
5-3	部長 長 の長	管理	1	2			2. 特許を業績と見なす評価が定着することが必要。	
5-4	部長 長 長 長	教育・研究	1				2. 人事のみ。	
5-5	教授	教育・研究	1				2. 特許が学術論文と同等の評価を得るシステムの確立。	
	教授	教育・研究	1	2			1. 現在の状況下では、利益相反にあたらないと考えたい。スピードが大切な研究発表においては、相田教授の選択はやむをえないところもあると考えられる。 2. 01-1が利益相反にあたるというならば、研究者が論文投稿と同時に特許出関可能となるパックアップ体制が不可欠である。そのためには、特許の報賞制度を充実させることや、出願に時間的な負担を研究者にかけないサポートシステム作りが望まれる。	特許出願 への支援 体制の必 要性を指 摘
7-1	部局 長等 の長	教育・研究		2				
	助教 授	コーディ ネイショ ン	1	2				
7-3	教授	教育・研究		2			2. 実質的な思恵がないと、意欲が沸かない。	
	部局 長等 の長	管理	1				1. 現在の所、論文の評価ほど特許には評価をしていない状況。これを改めるべきで、現状では本人に任せて良い。 2. 特許の出願などの実用化等について、奨学金や奨励金、昇格等の基準を作る。	
8-1	副学長	管理	1				2. 研究・教育以外の雑用を減らす	

整		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理		現在	処	迅	学	そ	4 NR-10-11-11-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	(プロジェ クトによ
番号	見役職	の仕事の重点	遇反映	速出願	術優先	の他	1. 選択理由に関するコメント2. 教員の特許出願促進に関するコメント	るメモ)
8-2	助教授	コーディネイション	1	2	20		1. 大学の特許相談体制等の整備があり、特許戦略の相談できる専門な店は、問題にもならないことでないか。 2. 大学内の相談窓口がなく、特許の戦略的出願ができる相談員がいない。大学教官が気軽に専門的な相談でき、迅速に対応できる体制が必要である。若い教官が自由に出願できる学内的雰囲気作りも特許出願の推進になる。	
8-3	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1	2			 特許件数も論文と同じ業績にすれば解決するように思う。 特許出願をするにいたっては専門の知識が必要なため、本学の地域共同研究センターの事業として特許セミナーの開催等特許に関する啓蒙を計っている。 	
8-4	教授	教育・研究	1	2			 特許より学術論文が高く評価されるという業績評価の方法が改められない限り、多くの大学教官は学術論文を優先するであろう。 業績評価に組み入れる。 	
8-5	部局 長等 の長	管理	1				1. 現在の大学においては特許を学術論文と同様に評価することは なく、そのような状況が解消される必要がある。 2. 特許により得られる利益が個人(教員)に還元され、また学術 論文発表と同等の評価を受けられるようにする必要がある。	
	教授	教育・研究	1				 人事や処遇、さらに競争的環境を作り、能力のある人のやる気を起こさせる。 特許も昇格昇任に考慮すべき。人事規制を改めるべきである。また特許だけでなく部外資金の調達度も併せて考慮に入れるべきである。 	
8-7	教授	教育・研究	1	2			2. 上記選択肢1、2の推進。	
8-8	学長	管理	1	2			1. 大学に特許相談体制が整備されていれば問題ない。 2. 大学にリエゾン・オフィスがある事。TLOが用意に利用できること。特許が業績評価基準に加えられていること。	
8-9	教授	教育・研究	1					
9-1	副学長	管理	1					
9-2	校 副学 長	管理	1				1. "特許出願"そのものに評価を高くすることが最も良い解決 法。 2. 昇進・昇給などでインセンティブを高める。	
10-1	部局 長等 の長	管理	1	2			1 分野によって事情が異なるとは考えるが、特許と関連深い分野では人事選考やその他の研究評価に際し、特許も研究論文同様に重点を置くべきであるう。 2. 業績評価に際して特許も重視することや、特許出願事務を援助、代行するシステムを大学で整備すること等が考えられる。	
10-2	助教授	コーディネイション	1	2	3		1. 学術発表の前に、希望すれば発明としての評価を行い、出願できる敷居の低い仕組みが必要である。 2. 特許の権利化、実用化後にそれぞれ業績として評価する仕組み。	
10-3	部局等長の長	管理	1		3		vs. 1. 特許出願は国を豊かにするための発明者の義務。学術発表は科学の発展のための研究者の義務。相田助教授は前者を捨てて個人の昇進を取った。 2. 特許内容を学術面から評価し、業績として扱う、権利化されたもの、実用化されたものへの評価、業績として扱う仕組み。	特術た化に価すを許価はを業にる宗にはを強いる。
10-4	教授	教育・研究	1	2			 特許を出願せず論文だけ発表するのは、他から研究費をもらって研究する人間のやるべきことではない。 正当に努力した人が正当にむくいられる社会構造。 	特許出願 を義務づ ける強い 意見
10-5	教授	教育・研究		2			2. 特許出願費用を科研費や校費から支出できる様文部科学省に規 制緩和を求める。これで出願した特許は全部IIOへ譲渡してもよい。 参考までにJRCMに書いた小生の意見を送付する。	JRCM News No.179, p.1, 2001.9参 照
10-6	教授	教育・研究	1				2. 特許取得に値するか、またその費用に見合う成果かどうかが判らないことが多いが、出しておいて有用そうであれば審査請求ということになる。インセンティブは自分の成果を世の中に出したいということが多いのでは?	社会還元 がインセ ンティブ

_	_	Andre whee					表例4 - 我们与与从大大区之类的武士之后生	/# .+x
整	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考 (プロジェ
理番号	見役職	現在 の 事の 重点	処遇反映	迅速出願	学術優先	その他	1. 選択理由に関するコメント 2. 教員の特許出願促進に関するコメント	クトによ るメモ)
10-7	部局 長 の 長	管理	1		3		 学術発表は科学の発展のための研究者の義務、特許出願は知財を 日本社会に提供し産業降盛により国民を豊かにするための発明者の 義務。相田教授は後者を捨てで個人の昇進を取った。 特許内容を学術面から評価し、業績として扱う。評価の仕組みが 不足。 	
		教育・研究		2			1. 基本的には学術発表(日)をドライヴィングフォースとして研究をつめている。特許出願を迅速に行うことができれば特許出願も加速すると考える。 2. 学術発表が主たる職務となっている現状では学術発表が優先される。特許出願も職務体系となる仕組みづくりが必要と考える。	日本での 学 基 等 基 等 で ス ー 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	****	技術移転 業務		2			 本件を利益相反と規定するのは広げ過ぎのように思われる。 その地位などにもよるが、特許への評価と出願の迅速な対応などが不可欠であり、そのインフラを整える必要もある。 	利益相反 の有無の 境界線へ の指摘
10-	助教授	教育	1	2			1. 昨今の財政状況を考え、納税者への説明責任も含めると、大学、公時研 究 機関の研究開発が国途を目指した国家的投資の側面を有することを無視できない 状況 にある。このケースでは特許出願が評価基準に加わることと、迅速な特許出願 体制の 整備があれば、かなりの確率で、米国側の特許出願が防げたと考えられる。これに加えて、大学の現況を考えると、特許が実用化された際の発力のincentiveの程度が、より積極的な出願意欲に繋がると考えられる。ただし、incentive問題は別な意味での 利益相反の可能性を有するので、基準の明確化が必 要であろう。	・反準化・観の別当が出る。
							2. 1)大学内の評価制度との関係:日本では大学の人事評価制度に 如的財産に関するものが明確に反映されていない点が、大学教 官、研究者に発表優先の体質をもたらしている。日本の産業界はこ の体質を認識しており、産業外の日本の大学への投資意欲を損 なっていることは明らかである。私自身も企業の研究授担当として、この 点から、専ら海外の研究先への投資へシフトをした経験 がある。2)産業化発明、国家戦略的権利・国益を被うような、国家 戦略的知的財産権の確保や、産業化発明の効果者しいものについて は、さらに特別ないのentiveを与える必要があるのではないか。例え は、さらに利力ないentiveを与える必要があるのではないか。例え はがノム解析では日本は莫大な投資を行っており、納税者としては はがノム解析では日本は莫大な投資を行っており、納税者としては はばゲノム解析では日本は莫大な投資を行っており、納税者としては はばアさない国家の投資機と言える。対策国、対当ロッパという 点で、どの程度権利が確保されているのかが不明瞭であり、強を問 はたら、海や、特許を支配されていて、開発が困難であったなどと いうことも想定される。ゲノムなどは、国際特許として出願国も多 を伴う性質の戦略的特許と言える。	
							このような特許出願は、出願 組織や発明者の出願 に関する負担も 大きく、特別な配慮が必要であろう。 国家戦略的特許の性格から、 公益性と権利の流通性の確保のパランスという問題は残るが、この 点に日本独自の良い仕組みを割ると、欧米に対する競争力が増すの ではない か。	
11-1	副学長	管理	1					
12-1	部局 長等 の長	教育・研究		2			2. 各大学における出願オフィスの存在	大学ごと の特許担 当オフィ スが必要
12-2	協力部/部課長	研究協力 事務	1	2			2. 特許出願等に係る評価の確立が必要。	
	副学 長 助教	管理	1				2. 特許の業績としての評価を <u>高くして、特界</u> を与えるなど優遇措 置があれば出願が優先されるのではないか。	二重下線部分推 測判読
12-4	助教 授	コーティ ネイショ ン			3		2. 特許を人事などに反映させる。	
12-5	学長	管理	1	2			2. 人事、処遇への反映。教員の特許への意識啓発。	

13-1 副学 簡理 1 2 2. 人事処遇、金銭以外には考えられない。

整	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理番号	見役耶	重点	遇反映	速出	術優	の他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	(プロジョ クトによ るメモ)
13-2	班络部課	研究語 "	3 1	2			「日本の大学を、 日本の大学を、 日本の大学を	
	教授副学	教育・研究 管理	1	2			 評価システムがない。大学で特許をとれば研究費として還元できる具体的な方法を大学が示すべき。 	
13-5	長部局	教育・品		Ľ	3	1	1. 大学教官なら学術発表を優先すべきで、相田教授の行動は正し	学術優先
- 0	長等	究	1	1	13	1	い。 2. 大学教官は学生への教育、研究を重要視すべきである。	は妥当と

	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整 –		現在	処	迅	学	そ		(プロジェ クトによ
	役職	の仕		速	紨	Ø	1. 選択理由に関するコメント	クトによ るメモ)
号		事の重点	反映	出願	優生	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	٥,٠٠٠)
13-6 音	跼	管理	陜	2	先 3		1. 学術発表すること自体が公的責任を果たすことだという概念が	
	等			_	_		根強い。	
13-7 李		教育・研	1				2. 特許出願の実務及び経費の補償。 2.研究事業重視の任用制度が弊害となっている。	
		究						
13-8音	局等	管理	1				2. 人事・給与面への配慮。	
)長							
14-1 教	效授	教育・研究	1	2			2. 業績としての評価すること。論文偏重に過ぎるのではないか。	
14-2 教	效授	管理	1	2			2. 研究費や俸給のプラス を与える。	
	跼	管理		2				
	等			_				
14-4 音	跼	教育・研	1				1. 特許の有効性の評価が難しい。 2.出願の援助と、有料譲渡。	
	等	究						
14-5 教	效授	教育・研究	1	2	3		1. 個人の考え方に依存することが強いのが現状である。	
15-1 🖁	144	元 管理	1	2	3		1. 現状では選択肢-1が最も大切。特にimpact factor 重視の人事	188421111111111111111111111111111111111
- IS-1 E		E-X	1	2	3		1. 現仏では選択版「1か取る人切。特に1mpact factor 重視の人事が特許申請と相反する。	選与人事 との関係
							2. 特許出願が好ましい利益をもたらす例が身近にあること。また	の指摘
							現状では特許出願の方法がよくわからず、面倒くさいものと思いこんでいる教官が多いので、教育と特許出願を支援するシステムも必	
							要。	
16-1 即	カ手	コーディ ネイショ	1	2			1. 一身上の利益を優先し日本の国益に貢献しなかったことは事実	科学者と
		ン					であるが、より広い観点から捉えた場合、学界を刺激し熱帯地域の 産業振興に貢献したという結果において、科学者としての責務を果	しての責 務への評
							たしたものとして評価に値すると思う。核拡散防止条約を例として	価につい
							持ち出すまでもなく、先進国・大企業による科学技術の囲い込みの 潮流には注意と検討が必要となるだろう。	て指摘
							別流には注息と検討が必要となるだろう。 2. 具体的には出願手続きや経費負担の軽減、特許権の明確化と特	一般特許 vs学術特
							許料収入の保証。本質的なところでは、Q.1-1選択肢3とも関連する	許の区別
							が、将来的に学術特許の権威アップが望ましいと思う (線引きが難 しいが、一般特許と学術特許を区分し、後者の審査基準を高めるな	
							じいが、一般付託と子附付託を区方し、後省の各直参与を同めるなど)。	
16-2 R	力教	技術移転	1				2. 特許出願の研究成果としての評価。	
扫	ř	業務	Ĺ					
16-3 素	效授	教育・研究	1				1. 特許が原則個人帰属とされている限り、この種の事例は避け難い。	
16-4音	局	管理	1				2. 特許「取得」は学術発表と同程度に業績として評価されるべき	特許出願
	等						であるが「出願」を業績とするのは若干問題がある。	でなく取
								得を業績 評価に加
Ш			Ш					える指摘
16-5 教	好授	教育・研究	1				1. 私自身も相田先生と同じような経験をしている。 2. 特許出願に対する予算的な裏付けが必要と思う。	
	局	教育・研	1				2. 特許出願を研究成果として評価すること。	
	等	究						
16-7 教		教育・研究	1	2	Т	Т	1. 現時点では学会発表優先しかない。特許をとっても活用される	
		,,					保証はない。 2 特許取得・維持管理費用の先行負担 取得した特許の活用の	
							促進(実効性の向上) 利益還元システムの適正化 特許及びその	
							経済効果に対する適正な評価システム。	
16-8 B	加数	教育・研	1				1. どちらを優先させるかは教官個人の考え方によって異なるので	
10-0 品	E E	究	[よくは分からないが、特許出願を業績として考慮するようになれば	
							出願が促進されることも考えられる。	
							2. 教官の特許に関する知識あるいは関心が不足している。	
17-1 音	局	教育・研究	Н				1. 今後は、特許出願後に学会発表となるケースも多くなろう。た	学長裁量
	等	₹i					だし、学位論文との関係を明確にする必要あり。	経費の利
	1学	管理	1		_	_	 学内における学長裁量経費などへの応募に加点するなど。 現状では事例1のケースが多々あると考えられる。特許が人事 	用を提言
- 5			'				に反映される制度設定がなければいけない。 2.人事、処遇面への	
Ш			Ш				反映。	

瞵	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理		現在	処	迅	学	そ		(プロジェ クトによ
番号	現役職	の仕事の重点	遇反映	出	術優先	の他	1. 選択理由に関するコメント2. 教員の特許出願促進に関するコメント	るメモ)
	部局 長等 の長	管理	1	BR	76		2. 研究費に反映されないこと	
19-2	研究協力部標長	研究協力 事務	1	2			1. アメリカは先発明主義であるから、事後でも異議申立のチャン スはあったはず。別始相反は回避出来たと考えられる。 2. 研究集績の評価項目として認知する。発明補償金、インセン ティブ、経費等、直接的、間接的に還元される経費の積極的な周 知。	
19-3	学長	管理	1	2			1. 大学TLOの設置	
19-4	部局 長 長 長	管理	1					
20-1	学長	管理			3		1 大学教員としては、学術発表を優先すべきである。このことが 個人的な利益を達成するが、公的な利益を損なったと理解するのは 関連いる考え方こ大学的活動の成果発表と特許による発表に差をつける とする考え方こ大学人の知的活動は、大学という組織に属して行われ るかぎり、公ななる発見は、大学という組織に属して行われ るかぎり、公ななる発見は、大学という組織に属して行われ るかぎり、公ななる発見は、大学という組織に属して行われ るが表現を表現しているというないでは、 2. 発明や起見は、グローバル なる。 な意味で人類のために役立てるべきである。現在の経済偏重な価値 判断から抜け出て、人類の英知を利用すると言う見地にたって学術 活動と特許保護の仕組みを考えるべきである。	利益基準に 関連に 関連 (二重下線はブ ロジェクトで判 線)
20-2	副学	管理			3		1 大学教員としては、学術発表を優先すべきである。このことが 個人的な利益を達成するが、公的な利益を損なったと理解するのは 間違いであり、学術活動の成で泉発表と持時による発表に辞を立りな とする考え方」こそ改善すべきである。新規性に対して特許を認める べきである。大学人の知的活動は、大学という超齢して行われ るかぎり、公ななる発見は、でいると思われるので人類に とって利益にもなる発見は、公は会に対して利益をもたらしたこととなる。 意味で人類のために役立てるべきである。現在の経済偏重な価値対 断から抜け出て、人類の英知を利用すると言う見地にたって学術活動と特許保護の仕組みを考えるべきである。	
20-3	助手	教育・研究	1	2			 発明の帰属の如何に関わらず、大学内に弁理士を紹介あるいは 弁理士に出願依頼できる体制があるとよいかもしれない。 	
20-4	部局 長等 の長	管理	1				2. 学術論文と同等の評価。	
21-1	副学長	管理		2			2. 特許出願の簡便性。	
21-2	副学長	管理		2	3		1. 学術研究の成果は公用、公平が原則と考える。 2. 特許を業績として評価すること。	
22-1	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1				- 行品で来源として計画するとと。 - 処遇への評価対象とする。 - 実施保証金の見直し。	
22-2	副学長	管理			3		1. 特許出願を優先すると,学術発表が低下し、昇進に不利となる 例が多い。 2. 特許を業績として評価すること。	特許は学 術発表に 不利にな るとの指
	副学長	管理	1				 市場原理による大学経営が進めば必然的に特許出願が優先されるであろう。 人事・処遇などの業務評価に反映されれば特許を出願する。現在は昇進は学術発表による。 	
24-1	助教 授	コーディ ネイショ ン	1				2. 特許に対する知識情報を十分に知らせる。	
24-2	研究協力部/部課長	研究協力 事務		2			2. 教官の評価とし、予算配分で工夫する。	

遬	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
蓮		現在 の仕	処遇	迅速	学術	その	1. 選択理由に関するコメント	(プロジェ クトによ
番号	見役職	事の重点	反映	企出願	優先	他		るメモ)
24-3	教授	コーディネイショ	1	PER	76		1.「工業の発展」に対する義務感(科学者の有すべき責務)が欠除	大学の文 化への指
		ン					している。 2. 特許に対する研究費の割りあてをする(実用研究の奨励)。特	化への指 摘
							許を持たない者に対して肩身の狭い思いをさせる雰囲気づくり (現在はもっているものの方が狭い)。	
24-4	教授	教育・研 究	1	2			1. 現状では特許出願に多大の時間と労力を要する。この状況が改善されなければ、相田教授と同じになる。	特許出願 の過重負
								の過重员 荷を問題 視
24-5	部局 長等 の長	管理		2	3		2. 大学内にそれを専門に扱う部署があること。	
24-6	学長	管理	1				2. 特許取得者に研究費を配分する。	
25-1	研究 協力	研究協力	1	2			2. 特許取得が論文と同様に業績として認知されること。また、各	
	部/部課長						種評価の一指標となること。	
25-2	副学長	管理			3		1. 学術成果の公表は、全人類的視点からの「公」への貢献であ	公的貢献 の解釈へ
							り、特許は願は利益の国や個人による。無い込み。を意味するであ ろう。従来からの使命観(感でない)に立てば、前者を優先する教	の指摘
							員が多いとしても不思議ではない。 2. 特許出願がどのように"公的"貢献に結びつくのか、「全体へ	
							のではない奉仕者」を意識する教員・研究者を納得させる論理が必 要であろう。その上でインセンティブについて検討すべきであろ	
							ð.	
25-3	助教授	技術移転	1	2			2. 論文と特許出願を同等の評価とする。	
25-4	部局	管理	1	2			2. 特許出願体制の整備。特許の業績の組み入れ。	
	長等 の長							
26-1	教授	教育・研究	1				1&2. 光ファイバーと西澤教授の例のように国家間の競争の場合が ある。この観点からも考えるべき。	
26-2	部長の長の長	管理		2				
26-3	部局長等	教育・研 究		2			2. 御質問の意味がわかりません。	
26-4	の長部局	管理	_	2	_	_	2. 特許出願を評価する	
	長等の長							
26-5	助教 授	コーディ ネイショ ン	1	2			2. 特許の業績としての評価。	
27-1	教授	教育・研 究	1					
27-2	教授	教育・研究			3		2. 特許を業績に反映させる	
27-3	部長 長 長 長	管理	1	2			2. 評価の項目に加える。	
27-4	部局長等	管理				4	1. ここに聞かれていることだけからは、なんとも言えない。	
27-5	の長研究	研究協力	1	-	-	-	1. 教官側で、特許に関する意識が高くないという現状がある。教	
	協力部/	事務					官だけでなく、大学の研究協力部署のPRももっと必要であるう。 産業界への貢献が大きな目標となるが、産業界との橋渡しである	
	課 産学						コーディネーターの絶対数が不足しているため、技術移転の事例も	
	連携担当						少なく、教官側が現実的でないものとの意識が高いのでないか。	
28-1	副学長	教育・研 究	1				2. 大学の政 <u>策</u> 的取り組み	(二重下線部分 推定判読)
28-2	助教 授	コーディ ネイショ ン	1				2. 教官の特許について知識不足。評価、報償。	
28-3	学長	管理						
28-4	副学長	管理	1				1. 学術発表が優先される。	
28-5	教授	教育・研 究	1	2	\vdash		2. 特許出願を業績として評価する。	
29-1	部局 長等 の長	れ 教育・研究		2				
29-2	教授	教育・研究	1	2	H		2. 人事での業績として評価。	
29-3	研究協力 部/部 課長	元 研究協力 事務	1	2			1. 現在の状況ではやむを得ない場合がある。 2. 研究者としての評価基準としての確立。研究者間での慣行(特 許出願への固執ははしたない?)の変化。	

整		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理		現在	処	迅	学	そ		(プロジェ クトによ
番	見役職	の仕	遇	速	術	ص س	1. 選択理由に関するコメント	るメモ)
号		事の	反映	出願	優先	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	0, 0,
29-4	部局	教育・研	1	BR	76		1. 特許出願を高く評価する必要がある(学術的業績に比べ評価が	特許の過
	長等の長	究					低い傾向がある)。	重負担
29-5	部局	管理	_	_	<u> </u>		2. 出願は、思ったより手数を必要とし煩雑である。	
28-3	長等	昌柱	1	2			1. 基礎的研究を重視する研究者や学問分野では学術発表を優先するのはやむを得ない。	
	の長						2. Q1-1の選択肢-1が最も推進力になると思う。加えて迅速に出	
L				_			願できる体制を整備する。	
29-6	副学長	管理	1	2			 学術発表をまず行ってから特許出願。 個人の業績評価を高める。(発明の貢献をどの程度評価するか) 	
							2. 個人の未興計画を同める。(光明の貝脈をこの柱及計画するが が問題)	
29-7	部局	管理				4	is role.	
	長等の長							
29-8	教授	教育・研	1	2			1. 迅速に出願できる体制が整備されるとしても、特許等が人事や	?:読み
		究					処遇に反映されなければ特許等は増加しないと考えられるので基本	取り不能
							的には「1」が最重要。 2. 特許出願を奨励する全学的理解。雰囲気(????)。 業績	
							評価、処遇への反映。	
29-9	教授	教育・研究	1	2			2. 成功事例を作ること。業務評価に組み込むこと。	
31-1	教授	カーディ	1	2	3		 1. 特許出願が大学で当然のこととして行われ、それが評価され、	大学教員
31-1	9319	ネイション	١.	_	3		研究活動にも間接的であれ、ブラスになる什組みができることが必	ハ子教員 の意識改
		_					要。ただし、文化大革命に近い意識改革が必要であろう。	革の必要
							2. 大学経営に貢献すれば、それが研究へのリウォードになる仕組	性の指摘
							み (例えばアメリカのオーバーヘッドチャージ) が必要。	
1		l				l		
31-2	助手	教育・研究		2			2. 不足するもの:高額な特許維持費の補助体制 推進力になるも	
		カ					の:特許出願の代行および費用を支援する組織の存在	
31.3	助教	教育・研	_	2	3			
	授	究			٥			
31-4	教授	教育・研究		2				
31-5	教授	教育・研究		2				
31.6	助手	教育・研	-	2	3	4	 2. 不足:特許に関する基本的な知識が不足している。推進力:特	
0. 0	200 3	究		_	3	4	許取得そのものやその後の利用のされ方(質)等に応じて給与を増額	
							するとか、報奨金を出すこと。	
04.7	教授	教育・研		_				VELOCIA AN
31-7	教授	教育・研究		2			2. 特許取得に余りにも時間がかかる。取るための事務に割く時間 と労力が大きすぎる。	過重な ロードを
								指摘
31-8	教授	教育・研究		2			1.特許出願と論文投稿を平行して進め、出願と同時に投稿すれば良	
		,,					かったのでは。また論文を見てから出願した米国の特許はすでに公 知の事実になっているので、成立しないのでは。 2.これまで出願	
							知の事実になっているので、成立しないのでは。 2.これまで出願 書類作成、出願経費の援助があれば、と思っていたが、本学ではす	
							でに援助してもらっているので、特に不足は感じない。	
31-9	助手	教育・研究			3			
31-	助手	教育・研究	1	2			2.特許出願を支援する体制	
10 31-	教授	教育・研	1	H	H	H	 2.研究成果の一部として取り扱う事を学会も含めて認める方向で努	
11	-MIX	R	l '				力する。	
31-	教授	教育・研究	1				1.「学生の論文」問題を考えると事態はもっとややこしくなる。	学生の教
12		/*						育は利益
1		l				l		相反の大 きな課題
31-	助手	教育・研究	1	2	\vdash	H		C 10-11/12
13	Rh W	究 教育・研		<u> </u>	<u> </u>	_	0 目校の甘油には飲の左前州を投入を属する。 (作物のことなく	
14	助教 授	究 知	1			l	2. 昇格の基準に特許の有効性を強く考慮する。件数のみでなく	
31-	助手	教育・研究	1	2		Т	2. 大学での特許出願・管理などに関するシステムを明確にする必	
15	D4.4-						要があると思います。	
31- 16	助教 授	教育・研究		2			2. 出願プロセスの簡素化、特許料収入	
31-	教授	教育・研	1			Т		
17	教授	究 教育・研	-	-	3	L		——
18		究			٥			
31- 19	教授	教育・研究		2			2. 学内に弁理士をおく	
31-	助教	教育・研	1	\vdash	\vdash	H	2. 表彰や広報	
20	授教授	究 新春、皿	_	Ļ	_	_		
21	致授	教育・研究		2				
						•		

整 回答者 2 3 4 事例 1 発明に気付きながら学術発表を優 現	先 備考
	光
国	プロジェ クトによ
10	るメモ)
22 京 京 京 京 京 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
23	
1	
31- 前数	しか 関心
25 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	啓蒙 特許教育 の必要性 を指摘
27 技 元	.G.1810
京	
大学	
31-	
31 前野	
2	
31 投資	
31-	では る感
31- 助手 東州 - 田 3	ムを
	ので 特許の選
「京八・中の「間下大八・にお思ふ」ののも、場合にようしは、伯田教	のか 別に関す る指摘 (現実 的)
2	5 れ
1	必要。
39 技	事とと思
31- 助教 極所 研	
31- 開放 原月・研 2 2 1 1 1 2 2 1 1 2 2	
31- 原属 暦程 1 2 2. 日本を外国から守ろうとする意識、業績として。 長等 の長 31- 投資 原理 第 1 2 2 43 7 43 7 4 1 2 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	
31- 教授 教育·研 1 2 2 43	
L ** L	
ないと考える。 2. 国有特許となった場合の報奨金など。	染みやす さが分野 で違う指
31· 助教 教育·研 2 2. 特許性の有無等を気軽に相談できる企業の特許部のような 45 授 党	
31- 助手 教育・研 1 3 46	
32-1 副学 暦理 1	
32-2 部局 新理 1 長等 0 元	
32-3 暦周 暦理 1 2 1. 現時点では、このケースの場合学術発表優先とならざるを 以が、両方が成立する条件が作られるべき。 2. 学内のコンサルティングシステム。	得な
33-1 前数 コーディ イ タイショ	

市位		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整理		現在	処	迅	学	そ		(プロジェ
番	見役職	の仕		速	術	の	1. 選択理由に関するコメント	クトによ るメモ)
甹	兄1又非	争の		出	優	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	の入て)
_		点重	映	願	先			
33-2	副学長	管理	1				1. 日本ではこのような知的成果を評価する環境が存在しなかった 事が、基本的原因と思われる。	
	TR.						事が、基本的原因と思われる。	
							2. 今迄基礎的な分野で仕事をしてきたため自分の体験ではない	
							が、特許出願のための時間を考えると教員として本業の仕事に支障 を来たす恐れあり。	
34-1	助教	コーディ	1	-	-	-	を未だりだれのり。 1. 特許出願および維持にかかる事務作業と費用を十分にサポート	
34-1	授	ネイショ	1				1. 行計山脈のよび維持にかかる事務作業と資用を干方にリホート していくことが必須条件である。	
		צ					2. 研究業績としての適切な評価。	
34-2	教授	教育・研究	1	Н	Н	H	1. 本人の対応はこの際はやむを得なかったのではないか。特許の	
		究	l '				取得を大学全体としてもっと重視する必要がある。	
							2. 昇任の際の条件に論文とともに特許を考慮すべきと考える。	
35-1	助教	教育・研	1	2			1. 二者択一の状況下では、当該教授の意思決定が最大限尊重され	二者択一
	授	究					るべきである。	は一般的
							 大学技術移転機関のさらなる発展。 	な意見に
								見える
37-1	副学	管理	1	2		1	2. (1)それが業績の一部と認められること。(2)学会発表を	
	長			ĺ	ĺ		遅らせるわけにはいかない、従って迅速に出願処理される支援体制	
	06 E	3h-22 ***	_	Ļ	<u> </u>	_	の確立。	
38-1	助手	教育・研究		2	ĺ		2. 特許出願に際しての具体的手順を周知させるとともに、及び取	
20. *	D6.80	コーディ	Ļ	<u> </u>	<u> </u>	_	得をサポートする学内組織を充実させる。	312M +2 1.
38-2	助教 授	コーティ ネイショ	1	ĺ	ĺ		1/2. 熱帯地域における産業創出という社会貢献につながってお	科学者と
	19.	ン					り責任を果たしている。国家への貢献という枠は妥当ではない。出	しての貢
							願が産業創出につながるなど広く社会的に研究成果を広めることに 役立つ保証	献と国家 への貢献
							位立つ休祉	に関する
								問題点を
38-3	助手	教育・研	1	_	_	-	1/2. 昨今の時勢から特許を申請した後論文を発表すべき 特許出	DIESTW C
00 0	M0 3	究	١.				願に関して専門的な申請法が複雑	
38-4	部局	管理	1	2	3		1. 本人のポリシーに基本的に依存する。	本人の裁
	長等			-	-		2. 業績評価に組み入れる。ライセンスとその金銭的還元の許可。	量を重視
	の長							
38-5	助教	コーディ ネイショ		2			 発明者である教官を含む学内全体の特許に対する理解の強化、 産学癒着の疑惑を受けないような適正かつ透明な手続の確保 	
	授	ネイショ ン					産学癒着の疑惑を受けないような適正かつ透明な手続の確保	
38-6	学長	管理	1		3		2. 業績評価への具体的反映	
38-7	部局	管理	1	_	_	-	1. 2,3も無視できない要素。	
30-7	長等		'				1. 2,30 元無税 Cc ない安然。 2. 産業的利用の有無を問わず、報酬を少額出す。	
	の長							
38-8	教授	教育・研究	1	2			2. Q1に加えて、出願事務をサポートする体制を大学事務がもっと	
L				L	L		責任を持って構築する。	
38-9	部局長等	管理					2. 特許出願の組織的な支持体制の整備。	
	仮寺の長			ĺ	ĺ			
38-	教授	教育・研	1	Н	Н	Н	1/2. TLO等の特許出願について、コンサルタントを行い、適当な	特許出願
10		究	Ι΄.	ĺ	ĺ		アドバイスを与える事により、このような事例はなくなると考えら	の慣行の
				ĺ	ĺ		れる。ロイヤルティーの分配を良くする。	定着必要
				ĺ	ĺ			
38-	教授	教育・研	1				1/2. 人類への貢献度という点では学術発表が優先する。しかし、	
11		究		ĺ	ĺ		大学や国の利益となると特許を出願せざるを得ない。 個人の利益と	
				ĺ	ĺ		なるよりは、大学・国の利益にうまくつながる必要がある。	
38- 12	副学長	管理	1	2	1		1. 特許出願制度を簡素化し、出願しやすくする必要がある。	
12	戉			ĺ	ĺ		2. 特許出願が研究成果、社会的貢献として評価される必要があ	
38-	Bh IIC	abres . TT	٠.	_	<u> </u>	_	3。	—
13	助手	教育・研究	1	2	ĺ		2. 企業との交流や特許化の意識の向上。	
38-	副学	管理	1	Н	Н	Н	1. 欧米では特許等は人事上の資料の一部になっている。	
14	長		Ι΄	ĺ	ĺ		2. 論文と同等、またはそれに近い取り扱いをする。	
				ĺ	ĺ			
39-1		教育・研	1					
20. *	長	究		L	Ļ			
39-2	部局長等	管理		ĺ	3			
	の長			ĺ	ĺ			
_	_		_			_		

ataly		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整理		現在	処	迅	学	そ	3.73	(プロジェ クトによ
	見役職	の仕	遇	速	紨	စ	1. 選択理由に関するコメント	クトによ
号	76 DK 74	事の重点	反	监	優生	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	٥)، در
39-3	教授	製育・研	映	願	先	\vdash	1 大学教員である(研究者である)限り 一流誌への投稿を優先す	
		究		-			1. 大学教員である(研究者である)限り、一流誌への投稿を優先するのは当然。このような現法でも出願できるような体制と共同研究	
							が必要。 2. 大学全体、付属する研究室および個人への経済的	
39-4	助教	教育・研	1		\vdash	\vdash	還元。 1. 特許を優先すべき、業績として認めるべきである。ただし、宝	
	授	究					1. 特許を優先すべき。業績として認めるべきである。ただし、実用化失敗のリスクをどうみるか?	
							2. 兼業、特許収入の自由化。業務(公務)、業績としての認定。	
39-5	教授	教育・研 究	1	2			 発明に対する対価の設定。民間企業との研究の自由度、特許出 	
			Ĺ	_			2. 発明に対する対価の設定。民間企業との研究の自由度、特許出願、維持手続き代行業務・制度の整備。	
39-6	部局長等	管理			3		1/2. 昇進を個人的利益とみなすには違和感がある。公的利益として「国内産業に貢献すること」は偏狭すぎる。	利益の定 義に疑義
	の長						(国内産業に見削すること)は病伏すさる。	手戈 □ 天北 手戈
39-7	部局長等	管理	1	2				
	の長							
40-1	教授	技術移転 業務	1				2. 特許出願を学術発表と同等に評価する。特許が実施された場合	
40-2	副学	管理			-	-	には、より高度な評価をする。	
	収	教育・研	Ļ					
40-3	部局長等	教育・研 究	1	2			2. 業績評価の主要な項目	
40-4	の長	\$67 KG . 711		Щ	L	L	4 はかにサーナフ 辛油ルザ	杜హ辛龄
40-4	教授	教育・研 究	1				 特許に対する意識改革。 特許取得が研究成果の社会還元であることの教育及び支援体制 	特許意識 の徹底を
L					L	L	の <u>充実</u> (TLOのレベルアップ)。	指摘
40-5	助教 授	管理	1	2				
40-6	部局	管理	Н	Н	3		1. 理学部では学術発表を優先する人が多い。	学部によ
	長等 の長							る差を指
40-7	部局	管理		2			2. 特許出願を教官の業績の一つとして正当に評価するシステムの	Im
	長等 の長						構築。	
40-8	学長	管理	1	2			1. それほど単純な問題ではない。国立大学の教員(研究者)はこ	基盤整備
							れまで厳しい規制の下に置かれ産業界に積極的に貢献する意欲さえ もてない状態に久しく置かれてきた。にわかに産学連携に取り組め	には時間 がかかる
							といわれても無理な話である	指摘
							2. 特許出願と学術発表を同時並行的に為しうるような仕組み、組織とファシリティーを大学内に構築する事が必要。そのための財政	
							越こファジリティーを人子内に構築する事が必要。そのだめの財政的裏付けはかなりの額になるが、現状では望むべくもない。	
40-9	EII 89	研究協力	1				2. 今後、学内規制整備、全教官から契約書を徴する。	#11 /rb 10/r
40-3	協力	事務	1				2. 予仮、子内規制整備、主教目から契約書を餌りる。	契約で管 理
	部/部 課長							-
L	den C	00.00		Ļ			1 M the county of the land 1	
40- 10	部局長等	管理		2			2. 大学教官に特許に対して認識がない。学術発表を優先する風潮 がある。	
42	の長	00100	Ļ					
40- 11	副学 長	管理	1	2			2. 特許出願が、研究評価として認められること。	
40- 12	部局長等	管理		2				
	の長				L	L		
40- 13	助手	教育・研 究	1				2. 特許出願か学会発表どちらを選択しても本人の努力が正当に評	
40-	教授	コーディ	1		H	H	価されることが必要かと思われる。	
14		ネイショ ン						
41-1	研究協力	研究協力	1	П	Н	Н	2.	
	部/部	- 470					大学・社会における出願者への厚遇策。 出願支援策(出願手続の支援、出願経費の補助制度)	
	課長						山原又攻果(山隙士宛の又抜、山原経貨の開助制度)	
41-2	助教	コーディネイショ	1		\vdash	\vdash	2. 不足するもの: 出願の手続きの煩瑣,有用性の第3者的評価.	
	授	ネイショ ン					推進力となるもの: 研究費の増額,昇進・昇給への評価	
41-3	副学	管理	1	Н				
	長		Ė					
42-1	助教 授	教育・研 究	1	2			2. 業績において特許出願 (内容を含めて)を論文以上に高く評価する.	特許の重 視
42-2	教授	教育・研	1	2			1. 相田助教授が特許出願も含め、対応出来ればベストだが公的利	176
		究					益責任を問うなら、問えるだけの体制を提供せねばならない。	
							2. 評価(特に昇進、昇格)への反映、これが最重要である。他に は特許-技術移転-リターンというサイクルを整備し、成功例を出す	
							こと。	
40.0	₩ı+m	W 60 7**	Ļ					
42-3	织授	教育・研 究	1	2			2. 特許の業績としての評価、金銭的な個人収入、研究費の取得、 兼業の機会	
-					-	-	水木ツルム	

彝	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理	見役職	現在の事の重点	処遇反映	速出	学術優先	その他		(プロジェ クトによ るメモ)
42-4	研究協部課長	研究協力 事務	1	2	,		 特許出願について、TLO等を活用すれば以前より容易に手続きが可能であるということを周知させていく必要がある。 教員の評価に反映させる。研究費の増配分。 	TLOの役割 指摘
43-1	教授	教育・研究	1	2			1. 実証試験は企業側の仕事であろう。但し、本件の場合は通常特 許出願が優先するように思う。 2. 同時発表できるように、hatcheryあるいはincubator組織が産学 間に必要である。	
43-2	部局 長等 の長	教育・研究	1	2			 出願支援体制の充実。公正な技術市場の実現。特許ライセンスの収入。特許も人事で考慮。 	
43-3	学長	管理	1				2. 人事選考にも特許出願をカウントに入れる。	
43-4	研究協力 協力部/部 課長	研究協力 事務	1	2			1. 特許出願が学術評価と同様になればもっと増えると思う。 2. 評価の対象とする事。また、実用化に対する報酬(配分)の 増。	
44-1	学長	管理	1	2				
44-2	教授	教育・研究	1	2				
44-3	教授	コーディ ネイショ ン	1				 このようなケースでは主観的には利益相反にならないと主張する教員も多い。即ち、人類の知的資質の形成に寄与しているのだから公共利益につながるという考え方である。しかし、国立大学の場合は国民の利益にも記慮すべきであろう。 インセティブとして最も大きなものは、教員の業績として認められ、それが昇進や学内での役職就任に反映すること。 	特許出願 へのイン センティ ブを指摘
44-4	部局 長等 の長	教育・研究	1					
44-5	部局 長の長	教育・研究	1				2. Assistする公的機関があればよい。	
44-6	副学長	管理		2			2. 業績として評価する。	
44-7	部局 長の長	管理	1				 アメリカの査読者の行動はフェアでない。 出願への事務的なサポートと人事評価の多様化が必要。 	
44-8	教授	教育・研究			3		 人事の多様化を図らない限り、学術発表優先と言う考え方は変わらないと思われる。 (重要なのは) 人事の評価の多様化と思われる。 	
44-9	部局 長等 の長	管理	1				2. (重要なのはアステのが1000分析でこれがある。 1. 特許出願努力が処遇に反映される保証がない限り、学術発表を 優先せざるを得ないだろう。 2. 人事や処遇の評価要綱として積極的に位置付ける必要があるだ ろう。	
44- 10	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1				 職務上生じた発明に関わる権利の帰属についての判断は発明委員会(学長)が行うこととなっている。 発明(特許)を研究業績評価の要素の一つとして取り扱う仕組みの確立が必要である。 	
44- 11	部局 長 の 長	管理	1				1. どちらを優先させるかは研究者の個人裁量権の範囲内であろう。 2. 特許出願が人事、処遇、研究費、研究環境に反映されれば、もっとインセンティブが働く、研究者にとって給与よりも研究環境の改善を望むであろう。	研究者の インセン ティブは 研究環境
45-1	教授	教育・研究	1	2			2. 選択肢1、2ならびに特許取得に関わる資金。	
45-2	助教 授	教育・研究		2	3			
45-3	部局等	管理	1	2				
45-4	の長 教授	教育・研 究			3		1. 大学の本分は研究。特許のゆきすぎは大学研究の崩壊につながる。 2. 研究の成果の実用化と報酬	特許の行きすぎへ
45-5	副学	管理	1	┢	-	_	 手続き等の支援。特許料の教員への配分の強化。 	の警告
47-1	長 教授	教育・研究	1	2	-	_		
47-2	部局 長等 の長	音理			3		2. 学問の自由。	
48-1	部長の長	管理			3		2. 研究費の増大。	

部分		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整理		現在	処	迅	学	そ	2	(プロジェ クトによ
_	見役職	の仕 事の 重点	遇反映	速出願	術優先	の他	1. 選択理由に関するコメント 2. 教員の特許出願促進に関するコメント	るメモ)
48-2	学長	管理	1				1. 特許や研究成果の産学的利用を大学評価に反映させるべきであり、そのようなシステムの構築が必要である。	
48-3	副学長	管理	1				1. 知的所有権を社会として重視しようというのであれば、特許を	特許の評
							業績として重視すべきであろう。 2. 特許件数だけを評価するにしても問題がでてくるであろう。特許のインパクトを測定する尺度を開発すべき。	価の必要 性を指摘
48-4	副学長	管理	1				2. 学内に迅速に出願できる体制専門家の設置etc)をおく。 研究成果の社会的貴献が人事の処置で十分反映されるべき。	
48-5	研協部課産連担 究力/・学携当	研究協力 事務	1					
48-6	部局 長等 の長	管理	1		3		 国際社会に貢献するという意味では公的利益の責任を果たして いると理解している。 特許出願の代行機関または窓口が身近にあり、気軽に相談できる事が必要。 	公的責任 の解釈の 指摘
48-7	教授	教育・研 究	1	2			2. 出願及び維持のかかる費用のサポート。 大学事務の弁理士の存在。	
48-8	部局 長 の 長	管理	1		3			
48-9	部局 長等 の長	コーディ ネイショ ン	1	2			2. 予算 (出願)を持っているアドバイザーの存在。人事での評価。	
48- 10	助教授	コーディ ネイショ ン	1					
49-1	副学長	管理	1	2				
49-2	教授	教育・研究	1				2. パテント出願についてすぐに対応できるシステム作りとその際 の利益等に関する取り決めた法又は大学での決まりを作る。	
50-1	助教授	コーディ ネイショ ン	1	2			1. 学術発表優先、論文偏重主義の評価の問題点が多い。特許出願 と学術発表を両立させる仕組みを考える必要がある。大学の業績は 研究のみではなく、教育、産学連携業務等研究以外の業績について も多面的に評価され、学内の諸活動が相互に機能し合う体制づくり が不可欠である。 2. 人それぞれ、考え方、価値額が異なるはずであり、インセン デ1も多様である。業務における「方針」、「目的」、「計 画」、「結果」を重視した課題達成型の評価指標も設けるべきであ る。	教価ムの評 のスエ要性 の必指摘
51-1	副学長	管理	1				2. 研究業績として正当に評価されることが推進力となり得る	
51-2	助教 授	コーディ ネイショ ン	1				2. 人事、処遇への反映。	
51-3	部局 長等 の長	管理		2			2. 教員の活動評価において、特許の評価を確立すること。	
51-4	教授	コーディ ネイショ ン	1				2. 研究費の獲得。	
52-1	副学長	管理	1				2. 研究評価で加味する。	
52-2	講師	コーディ ネイショ ン	1	2			 特許が業績として認められること。特許の有効性を認証でき、 出願手続きを支援できる組織が身近にあること。 	
53-1	助教授	教育・研究		2				
53-2	その他	教育・研究		2			1. 特許出願が早くできれば(例えば1か月)出願後に論文を投稿 できた。両者のプスになった。 2. 字溝時に考慮する(ただしロイヤルティー収入のようなものの み) ・個人及び研究室へのロイヤリティーの配分	
53-3	部/部課長	研究協力 事務	1	2				
	部長 長 の長	管理		2			1. 学術発表しかないので考えたことがない。	
53-5	学長	管理	1				2. TLOが推進力となる。	
53-6	部局 長等 の長	管理	1				 特許としての価値の判断ができれば、特許も考えられる。 業績としての評価が認められること。 	

部分		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整理		現在	処	迅	学	そ		(プロジェ クトによ
番	見役職	の仕事の	遇	速	桁	0	1. 選択理由に関するコメント	るメモ)
号		争の	反映	出願	優先	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	
53-7	副学長	管理	1	Mark	76		1. 業績評価を大学により明確に定め、研究論文だけでなく特許、	多様な評
	D.						社会貢献活動、教育活動、外部資金導入学なども考慮すべきであ る。なお基準は大学において、その大学の理念に合うものとすべ	価法の導 入の必要
								性を指摘
							こともやむを得ないが、特許も考慮される大学に所属していたら結	大学が特
							果は違っていただろう。 2. 大学に在職中の発明は、職務発明として、大学で管理できる体制の構築が望まれる。大学TLOを持つ大学に	許を管理 すべきこ
							おいては、少なくとも特許を考慮した評価体制が出来上がると思	とを指摘
							う。	
54-1	学長	管理	1	\vdash	3	\vdash	1. ある程度環境を整備しても研究者個人の考え方により、対応は	当面現実
							異なると思われる。	的な方策
55-1	教授	教育・研					2. 学長裁量経費の配分では重要なポイントになる。	と思える
55-2		究 コーディ	_	2			1. 教員の特許に対する意識レベルが高ければ、発表前(後)に出	
30-2	長等	スイショ ン	1	2			1. 教員の特許に対する意識レベルが高ければ、発表前(後)に出願は可能。	
	の長						2. 特許科の取分を多くする。出願支援制度を利用し易くする。	
55-3	研究	研究協力	1					
	協力部/部	事務						
	課長							
57-1	研究	管理	1					
	協力部/部							
	課長							
57-2	部局長等	コーディ	1					
	長等 の長	ネイショ ン						
57-3	学長	管理	1					
57-4	副学	管理	1					
57-5		管理	1					
57-6	長部局	管理	1				1. 特許の学術的評価基準が難しい。(特許の中にはイイカゲンな	特許の質
	長等の長		ľ				ものも多いと言う声もある)	的評価の
	0) [K						2. 特許を業績評価の際に、学術論文と同程度に評価すること。	指摘
57-7	助教授	コーディネイショ	1				1. 教官の研究業績が論文に偏重されすぎています。何らかの改善	
	授	ν ⁻					が必要です。 2. 業績評価への反映が必要です。企業の職務発明の概念も何らか	
							の形で取り入れる必要があると思います。	
59.1	30 t23	技術移転	1	2			1. 「国内産業に貢献するという公的な利益」というように「国内	アンケー
30-1	9319.	業務	١.	_			産業」に限定して公的な利益を論じる考え方自体が、これまで十分	トの利益
							に理解を得てきていない。このことの方が問題ではないか。利益相	相反の事
							反を考える場合に忘れてはならないのは、問題の本質が、研究者の 側の判断にあるのではなく、研究者の行為によって利益を受けられ	例設定の 妥当性に
							なくなった側の主観的な判断によって生じてくるものであるという	関する疑
							ことである。研究者側が予想できない側の主観的な判断によって考えた。	義提出
							え方や結論が異なってくることにある。世界のために役立つことで はなく、如何に我が国の国益、我が国の産業のために貢献するかと	(ガイド ライン策
							いう観点から考えた場合にはじめて利益相反の状況が生じるので	定二当っ
							あって、世界万民のためにという観点からすれば利益相反は生じていない。これまでの大学は、「国内産業」に限定して公的利益を考	ては利益 相反の状
							えるという風潮は無かったように思う。	況の定義
								付けが重 要にな
								多 になる。)

A	\sim	

整	回:	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理		現在	処遇	迅速	学生	そん	1 第1年中に関するコメント	(プロジェ クトによ
番号	見役職	の仕事の	迪反	迷出	術優	の他		るメモ)
58-1	教授	重点 技術移転	映	願	先		** - **********************************	/ ** ** ** **
58-1	教授	技術移転 業務					また、この事例の利益相反的な状況の説明において、学会発表が「助教授の財保力権」とみなされていることには賛成しかねる。利益相反の状況があるという説明のために無理やりこじつけているように思われる。学会発表は学者の命念なのであって、大学がこれを求め、二れによって教授を選者することでは大学が決めていることである。利益相反の状況は、優れた研究者を選抜するためていることである。利益相反の状況は、優れた研究者を選抜するための大学のシステム(利益)と我が固定業界のための利益とのの間に生じていると構成すべきではないか、個人の利益と公的報解の間に生じていると構成すべきではないか、個人の利益と公的知識の同に生じていると構成すべきで、大学のシステム(大会的利益の一つである)。2、特許出版すべき、大学のシステム人も公的利益の一つである。2、特許出版す、学会発表同様に教授選者の際の業績として評価基準に加えることが効果的である。	(前頁く)
	部局 長等	管理	1				2. 申請を実質的に行ってくれるオフィスの存在。	
	助教授	コーディ ネイショ	1				2. 昇進時の評価対象に入れる。TLOの設立。	
59-2	部局	管理	1					
	長等 の長							
	副学 長	管理	1	2			2. 人事、処遇において教育研究業績と同列とし、必要に応じ内容 もチェックする。	
	助教 授	コーディ ネイショ ン		2			2. 特許化する組織があればよい。 業績評価が論文とは単純、産業 があっての国なら産業貢献度。	
59-5	研究協力部/部課長	研究協力 事務			3	4	1. 他の研究者より先に学術発表したいという競争心と功名心はなくならないと思うが迅速に出願できる体制必要。 、特許取得意識の向上。出願できる体制としてTLOを経由する。処 遇に反映する取扱い。	
59-6	教授	教育・研 究	1	2			2. 大学(院)・研究者の特許への価値観を向上させる->重要な業績と見る習慣をつける。体制の整備も必要。	
59-7	教授	教育・研究	1	2			2. 学内シーズを基本的に発信する専門部局を各大学に設置する。	
59-8	教授	教育・研究	1				2. 特許出願につながる研究成果を大いに評価するシステムの構	
	部局 長等	管理	1				築。 2. 人事評価、研究費。	
59- 10	部長等の長	管理	1	2			 論文重視の教官選考が行われている現状では、やはりわが身可 愛さが先に立つ。すべての特許とはいわないが重要な特許に限り論 文としてカウントするようにすれば申請も増加するものと思う。 	特許の質 の評価の 必要性指 摘
	助教 授	教育・研究	1					
60-2	教授	教育・研 究	1				 特許取得を、博士号取得時の業績として認める。 出願経費と、登録後の維持費をどうやって工面するか、日本だけでなく外国にも出願するとかなりの額になる。 	
60-3	教授	教育・研究	1				2. 研究費の傾斜配分システムに掲げる。	
	授	教育・研究		2			2. 学内に特許出願業務(経費まで)を行う部局が設置されること	
	部局 長 の 長	教育・研究		2				
	部長の長	管理	1	2	3		1. 基本的には教員の業績が学術発表によって評価される状況はそれほど変らないと思われるので、どうしても学術発表が優先される。しかし、特許出願に伴うインセンティブを考えることにより、少しは改善されると思われる。 2. 研究環境(設備、予算)面で研究者個人に何らかの優遇措置を講ずる。	
61-4	助手	教育・研究	1				1. 学内発明委員会の通過、特許文案作成、出願に至るまでの時間 が長すざる上、特許出願件数が学内評価指標に無い事が問題。 2. 教員個人出願時の経費を大学が負担する等の経済的支援。論文 数とせめて同格の評価。	特許出願 のロード を問題視
61-5	学長	管理	1	2			2. 特許が人事や処遇に反映されること。	
	部局 長等 の長	教育・研 究	1	2				

整	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理	見役職	現在 の事 重点	処遇反映	迅速出願	学術優先	その他	1. 選択理由に関するコメント 2. 教員の特許出願促進に関するコメント	(プロジェ クトによ るメモ)
61-7	部長 の長	管理		2			2. 大学として、専属の弁理士などを抱える。	
61-8	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1	2			 研究業務としての評価、研究員への選元。 研究業務としての評価、研究員への選元。 	
61-9	部局 長等 の長	教育・研究	1				2. 特許出願によるメリット , 出願手続などの情報提供	
62-1	学長	管理	1				 研究テーマによって異なる。 同上の理由により、特許の内容(研究テーマ)が生産に結びつくもの以外は学術発展の方がより大事になる。 	特許の質 的評価の 必要性指 摘
62-2	助教 授	コーディ コーイショ ネン	1		თ			
63-1	部局 長 の 長	教育・研究	1				 特許は論文投稿に比べ、時間と労力がかかる。このため、論文発表を優先してしまう。特許を業績として認めるべき。 特許を業績として認めるべき。 	
63-2	助教 授	教育・研究	1				2. 特許出願が大学教官の評価に反映される事が重要。	
63-3	部長 長 の 長	管理		2	3		1. 現在は評価が低い。出願の手続きが面倒である。経費がかかる。 2. 手続きの代行。経費の援助。	
63-4	副学長	教育・研究	1	2	3		 特許出願と学術発表とは本質的に異なるので特許にかかる苦労 (たとえば弁理士費用)の負担を軽減することが望まれる。 	
64-1	学長	管理	1	2			2. 特許出願が研究業績として評価される学界内の合意が重要。	
64-2	教授	教育・研究		2			 研究成果の応用可能性について第三者による評価が必要かも。 内容が特許出願に値するかどうかの判断は誰がするか。 	特許の質 的評価の 必要性を 指摘
64-3	副学長	管理						2112112
64-4	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1					
64-5	教授	教育・研 究				4	 学術発表にあわせて特許出願すべきで、ある程度の準備があれば十分可能。 認識の問題で、TLO等の環境は整っており「出すべき」という意識があればできる。 	
64-6	副学長	管理			3			
64-7	部長の長	管理	1				2. 特許と学術論文との相対的価値を明確にする。	
64-8	部局 長等 の長	教育・研 究		2	3		2. 給与にプラス する。	
65-1	学長	管理	1				2. 研究費配分の重点化や昇進の判定基準に反映させる。	
65-2	部局 長等 の長	教育・研究	1		3		 時代の流れからすると。しかし、学術発表が特許かの二者択 一であれば。 「特許取得」と「事業化」の間の成功、成就。「事業化」から 「利益」の中で何がどう公務員としての教員に還元されるか不明。 	
65-3	助教 授	コーディ ネイショ ン	1					
65-4	教授	教育・研究	1	2			1. 特許が必ず成立するとは限らないし、手間取る間に口頭発表論 文化と進めざるを得ないことも間々ある。 2. 1-10回路に加え、特許を書くことへのサポート体制が必要。 (企業に任せればその点は困らないが・・・)経済的な見返り(研究費、個人所得)も重要、几0はその方向かと思われるが、ただ、ロイヤリティー発生の例は少ないのでしょうが・・・。	
65-5	教授	教育・研究	1	2				
65-6	研究協部長	研究協力 事務	1				2. 個人評価、昇格等	
66-1	教授	コーディ ネイショ ン	1				 選択肢一1で全て解決というわけには行かないが、日本の現状では、かなりもくなる可能性がある。 論文発表よりも特許のほうが、人事処遇等の時に高く評価されるぐらいにならないと、効果が出てこないだろう。 	

整	回	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
壁理		現在	処	迅	学	そ		(プロジェ クトによ
番号	見役職	の仕 事の 重点	遇反映	速出願	術優先	の他	1. 選択理由に関するコメント 2. 教員の特許出願促進に関するコメント	るメモ)
66-2	助教 授	コーディ ネイショ ン	1				1. 大学の先生の評価が論文のみということは多様化された社会になじまない。 2. 特許を評価の中に組み入れること。	
67-1	研協部課産連担 究力/・学携当	研究協力 事務	1					
67-2	教授	教育・研究	1	2			2. 特許は玉石混合なので、特許出願を人事や処遇に反映させるの は無理である。特許が利用された効果を人事や処遇に反映させるべ きである。	特許の質 の指摘
67-3	授	教育・研究		2		4	 特許を出したアメリカの研究者は論文査読者としてのルール違反ではないか? 	査読者の ための ルール検 討必要
67-4	教授	教育・研究	1	2			 特許出願はもとより、特許を取得しても一切研究実績とは認め られないのが現状。この事例に役立つかどうかは分からないが、特 許の取得は業績に反映させないといけない。 特許取得を業績として認める事。 	
68-1	副学 長	管理	1				1. 国の国際的競争力を強めるためにも、特許出願を最優先とし、 そのための関連法令、規則を整備すること。 2. 公共等の傾斜配分の他、人事考課の対象項目とする。	国策とし ての特許 の優先を 指摘
68-2	副学長	管理		2				
68-3	部局 長等 の長	教育・研究	1				2. 本人の意識、学内広報が必要。	
68-4	教授	教育・研究	1	2			 出願への支援体制を整える 体制のネットワーク化をもっと適切に。特許は学術論文1篇と同等の評価をする。出願は口頭発表より重く見る。 	特許の価 値を高く 見る必要 性を指摘
69-1	副学長	管理	1	2			2. 出願体制の整備充実 業績評価の一部として評価	
69-2		管理	1	2			 特許出願のプロを近くに雇用できる大学とすべき。 武士は食わねば戦は出来ぬ。研究者への不安なき経済還元。 	
69-3	助教 授	コーディ ネイショ ン			3			
69-4	部局 長等 の長	教育・研究	1				1. 但し、評価が困難であるため、現状であるとも言える。学術論 文との相対評価の方針を早急に検討する。 2. 特許の出願の手続(方式、文章、時間、費用)に問題が多すぎ る。特に、時間がかかりすぎる。	特許の評 価の仕組 みが必要 ロードが 大変
69-5	研究協力部長	研究協力 事務	1	2			1&2. 速やかに出願できる体制が確保されればよいのでは。	
70-1	副学 長	教育・研究	1	2			 結果として国内貢献に反することになった。これを研究者の責任とせず、出願のバックアップ体制が必要。 人事処遇に反映。特許ロイヤリティの研究活動等へのフィードバック。 	
70-2	部局 長等 の長	教育・研 究		2				
70-3	助教授	コーディ ネイショ ン	1				2. 人事考課に反映すべき	
70-4	部局 長等 の長	教育・研究	1				 特許出願、ライセンス化等にインセンティブ研究予算(傾斜配分)にて還元する。 	
71-1	副学長	管理	1				1. 学問的成果を優先するか、産業への貢献を優先するか、教員の 価値判断に左右されるであろう。 2. 必ず実用化に結びつくという確信が持てれば特許出願の努力を するであろう。	教員の価 値判断
71-2	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1		3			
71-3	助教 授	コーディ ネイショ ン	1				2. 研究費、個人的利益。	

整		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理		現在 の仕	処遇	迅速	学術	その	1. 選択理由に関するコメント ク	プロジェ トによ
番号	見役職	事の重点	反映	出願	優先	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	るメモ)
71-4	部局長等	管理	P/\	2	76		1. 発表と出願には数ヶ月の余裕があり、これが活用できれば、あ る程度の解決にはなり得る。	
	の長						○在反の解決にはなり待る。 2. 教員の評価には、学術発表の方により重きが置かれているの で、特許出願に少し重点を移す。	
71-5	部局 長等 の長	教育・研 究		2	3		こ、1781 山原にクリ皇所をわり。	
71-6	教授	教育・研究		2			1. 特許が成果として評価される状況が周知されれば、本人もその	
		л					ように対応しよう。 2. 何よりも特許についての理解がない。特許とは何かが判れば	
71-7	教授	教育・研 究	1				もっと改善されよう。 2. 事務手続きを全面的にサポートしてくれるスタッフないしは外	
							部に依頼する(弁理士等)の費用のうら付けが必須であろう。	
72-1	研究 協力 部/部	研究協力 事務	1					
	課長							
72-2	部局長等	管理	1	2			2. 特許出願を学術論文と同様に教員の業績評価として認めること。	
72-3	の長 学長	教育・研	1	2	3		1. 大学は教育研究機関である。特許は結果その成果の一つであ	
		究					り、目的ではない。 2. TLO設置のための条件を緩和するなど環境を整備する。	
72-4	助教 授	教育・研 究			3		1. 大学教官の評価制度の問題。 2. 特許をとることの評価の問題と供に学会内での位置付け。	
73-1	教授	教育・研	1	2	_		2. 他者が先行して特許を取得することにより生じる不利益(国際	
		究		-			的規模の場合もある)を防ぐ必要があるので特許出願を先行させるべきである。(勿論、研究内容によるが)	
73-2	助教授	コーディ ネイショ			3		1. 大学の研究者の価値は特許の有無で判断できるものではなく、 特許の保護は、国もしくは大学が組織として行うべきものと思う。	
		ン					付計の休息は、調性の「はん子が出端として」」ができることできる。 2. 教員の特許出願を必要としている者(国や大学)が出願する教 員に価値に見合う思慮を与える。	
73-3	部局長等の長	教育・研 究		2				
73-4	教授	コーディネイショ	1	2			1. 特許出願のような産学連携の業務をどう人事評価(採用、助教	
		צ					授、教授への昇格)に反映させるかが重要。 2. 人事評価に反映させる事が第1。この他に特許収入の一部を与えるなど金銭的インセンティブ。	
74-1	部局	管理	1	2			2. 基本的には特許や研究の実用化に対する評価を人事や処遇に反	
	長等の長						映する評価システムが定着すれば状況は変わる。これまでは、大学 研究者が自身の発明をマーケティングの観点から十分に評価できな いことにも原因がある。	
74-2	助教授	教育・研 究	1				2. 特許を保有することによる金銭的利益、大学内での業績評価へ	
74-3	助手	教育・研 究	H	H	3	H	の反映 1. 業績のみで判断される日本の大学教員の人事体制が変わらない	
							かぎり3。 2. 大学教官に何でもやらせようとする日本の社会構造が変われ ば、教官も昇進にとらわれることがなかった可能性あり。	
74-4	教授	教育・研究	1	2				
74-5	助手	教育・研究	H	2		4	1. 2の選択理由:努力が人事や処遇に反映されるとしても、教員	
							に掛かる時間、負荷は非常に大きく「出願」と「発表」はどうして も二者択一的となってしまうだろう。「出願」の壁が低ければ、反 映されなくても出すことは可能になるのではないか、4選択理由:査 読という公的立場の明確化、論文に引用した特許の関係の明確化。 2. 上記+出願後事務負荷の低減。	
74-6	教授	教育・研 究	1	2			1. 教官によって考え方に隔たりがあり、また大学はそのような隔	
							たりが必要でしょう。 2. TLOで改善されつつあるが、書類等手続きがめんどう。論文に 比べて評価が低い。	
74-7	部局長等	管理		2			出願手続を容易にするサポート体制。	
Ш	の長							

	<u></u>	答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
整理	П	現在	如	迅	学	そ	事例:・元利に入りとなり ラチドル代と扱力	(プロジェ
	見役職	の仕	遇	速	術	の		クトによ るメモ)
号	%1X40	事の	反	出	優	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	シンエ)
74-8	4h 100	重点 教育·研	映	願	先	_		アメリカ
/4-0	₽XIX	R R	1	2			It is not surprising that this situation occurs frequently when awareness of the importance of intellectual property is low. It sometimes still happens in the U.S.	における TLO職員の
							When it does, the professor often is "scolded" by TLO officials. (知的財産権の重要性の認識が低ければこのような状況がしばしば起こっても不思議ではない. アメリカでも今でも時々同	権威を示 唆 特許は昇
							様のことが起こっている.そのような場合,教授はしばしばTL0の職員に『叱られる』.) 2.	
							Patents should be a significant factor in promotion decisions. Also faculty inventors should receive a significant proportion of royalties, and TLOs should make	
							sure to bargain for significant royalties. (特許は昇進のため	
							の重要な要素でなければならない、また,発明者である教員は特許 実施料収入のかなりの分け前を受け取るべきであり、TLOは特許実施 料収入の獲得のために尽力すべきことを銘ずべきである。)	
75-1	部局長等	教育・研 究	1	2			2. 発見を産業上の利用に生かすための発明をどう発展させ得るか	特許実施
	の長						についての指南役(推進アドバイザー)が必要。このアドバイザー の訪問を自由に受けられる環境が欲しい。	のための アドバイ ザーが必 要
76-1	学長	管理		2				女
78-1	副学長	管理		2				
78-2	部局 長等 の長	管理	1				1&2. 特許に対する評価が低い。研究業績と同等の評価を与えること。	
78-3	助教 授	コーディ ネイショ ン	1					
78-4	研究協力部/部課長	研究協力 事務	1	2			2. 手続きの迅速化とTLO等の機能の充実。	
79-1	助手	教育・研 究	1				 2. ライセンス契約によるお金としての還元の他に、業績として認める仕組み	
79-2	助手	教育・研 究	1					
79-3	副学長	管理	1					
	副学長	教育・研究	1				2. 特許内容を人事(昇任)、給与(報償)等に明瞭に反影させる ことを大学としてまず行う。	
	研究協力部/	研究協力 事務	1					
)課産連担 連発 連担							
79-6	部局 長等 の長	管理	1				2. 国益論や経済論からみれば、利益相反となるが学問の進歩と国 益を直接結合させる点で偏った考え方である。	
79-7	部局長等	教育・研 究	1				2. 業績として評価する。	
79-8	の長	コーディ	1	2	Н		 1. このケースでは、クロレラという商業価値のあるものを実験材	選んだ時
- 1		ネイショ ン	<u> </u>	-			料に選んだ時点で産業貢献を意識していると思われる。相田教授は	点で産業
							状況によって特許優先という考え方をとるのかと思われる。	を意識す
							2. 学術論文と同等に特許が業績となる制度(or文化)。産業技術 化され研究費の増大につながる可能性がある事。	べき研究 テーマも
							The state of the s	あるとの
79-9	部局	管理	1	-	Н	-	 1. 基盤的科学の発見が特許につながる事を知っていたが、業績優	指摘 特許にな
	長等の長						先という事で特許(業績と区別されていなかった)を考慮しなかっ	らないよ
	J) (X						たことは教授の意識の問題と特許化を考えるシステムの欠如による	うなもの
							結果である。 2. 特許にならないようなものは学術業績でもないことを、教授は	は学術業 績でもな
				ĺ		ĺ	もっと知るべきであるし、特許出願によるメリットを業績や金銭的	いとの指
							にも評価するシステムが必要。	摘

整		答者	1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
ゥ		現在	処	迅	学	そ	. V924577714 1-99-4-9	(プロジェ クトによ
	見役職	の仕	遇	速		0	1. 選択理由に関するコメント	るメモ)
号		事の重点	反映		優生	他	2. 教員の特許出願促進に関するコメント	
79-	教授	実に 教育・研	火 1	願2	先	-	1. 学会発表・論文発表そのものは「悪」とされるような行為では	特許の質
10	TAIR	R T	'	_			ない。実際に貢献のないような「特許コレクター」も問題である。	付許の負的評価の
							貢献できる特許か否かを判断するアドバイザーが必要と思われる。	必要性を
							2. 個人による特許出願は現実的にきわめて時間および労力を消費	指摘
							する。これを解決しなければ特許は増えない。	
	助教 授	教育・研究	1		3		1&2. 特許出願に直接関係のある研究者と直接関係のない基礎分野	学問領域
	190	, ,					の研究者が大学に共存しています。その両者が同等に評価されるこ	の多様性
							とを希望します。	への配慮 の必要性
								を指摘
79-	教授	教育・研		_	3	H	1. 学術発表優先が研究に携わる人間の本来の姿。	大学の発
12		究			-		 学術発表後でもpriorityが保護される法規が必要。 	明のあり
							,	方に関す
								る指摘
	助教 授	教育・研究	1	ĺ			2. 不足:教員サイドの特許に対する認識。推進力:研究機関、企	
	助手	教育・研		<u> </u>	3	-	業の特許成立に対する協力。	
14		究			3			
	助教 授	教育・研究	1					
79-	助教	教育・研	1	-		H	2. 学術論文と同等の評価をすること。	
	授	究					1 11/10/2001 13:3 FRI INC 2 0 0 0 0	
81-1	部局長等	教育・研究	1					
	の長							
81-2	教授	コーディ ネイショ	1	2	3		2. 特許をもとに大型の研究資金の導入ができる。	
		シ						
81-3	部局長等	教育・研究			3		1. 現在の制度の下では、大学教官に課せられた任務は第一義的に	特許は副
	依守の長	л					は、教育・研究であり、その成果は公にされることで、社会に還元	次的とい
							される。特許は副次的なものであり、それを目的とすべきではな	う考え方 が必要と
							い。 2. 上述のごとく、納税者に対する義務違反とは思えない。査読者	か必安と 指摘
							の行為開始時期に疑問を抱く。もちろん、特許手続きの簡素化、代	111111111111111111111111111111111111111
							行などなどの改善は必要であろう。	
81-4	研究協力	研究協力 事務		2			2. 特許出願に関する理解不足。	
	部/部	W-175						
	課長							
04.5	10 E	管理		_		Ļ.,	. WA	
01-5	部局長等	当理				4	1. 学会での研究発表と特許出願を平行して実施する。	
	の長							
81-6	教授	コーディ ネイショ	1	1			1&2. 「特許出願=論文」という評価を作る。	
		ン						
81-7	教授	教育・研究	1				2. 業績に反映させる。	
81-8	教授	コーディ	1	Н		Н	2. 有用特許については高い評価(例えば論文以上)を与える。	
		ネイショ ン						
83-1		コーディ	1	2	1	H	1. 特許取得が学術発表と同等であるとの認識は普及してきている	大学教員
	長	ネイショ ン		Ī			と思う。また、それが人事や処遇にも反映されてきているのではな	にも金銭
							いか。要は特許取得に要する手続き業務量の問題では。	的なイン
							2. 特許取得を論文発表と等価と見なすこと。率直に言えば、最大	センティ
				ĺ			のインセンティブは、昇進処置を含め金銭的利益だといえる。	ブ構造が 働く
								DEU /
85-1	副学	管理		2		Н		
85-2	長研究	研究協力		_			4. 針状のはしか 針状的でロビュルマ本のゼイレイ・ ケー・ナ	
05-2	協力	事務					 特許申請とか、特許料活用について事例が乏しくコメントできない。 	
	部/部課長			ĺ			い。 産学コーディネート機能の強化。例えば、特許に明るい客員教授の配	
	課技						置。	
85-3	教授	教育・研	1	2	3	H	2. 業績として評価、特許出願の複雑性と結果の遅さ。	
		究	Ľ	Ĺ	Ĺ			
							·	

2

理 回答	整		1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
番	理	回答	如				子/// · / // // // // // // // // // // //	(プロジェクト
1 研究	番		调	谏	絎	ത	1. 選択理由に関するコメント	によるメモ)
映願性	号	職責	反	出	優	他	2. 教員の特許出願促進関するコメント	
協力 部/ 部/ 部/ 財子 願、維持管理を経費負担で行う体制になかったため、しようとしてもできない状態にあった。今後、研究業績にカウントし、論文発表の前に特許出願を行うことは慣行になっていくものと思われる。 2. 特許出願をして、技術移転が実現し、研究成果が社会に還元されたという実績が積まれること。また、ロイヤリティはA が充分に発明者に研究費または個人所得として還元される仕組みがインセンティブになると考える。 2. TLO役			映	願	先			
Wind Wind	1		1	2				回答者:TL0
議・								
正明							してもできない状態にあった。今後、研究業績にカワントし、	貝
連携								
元されたという実績が積まれること。また、ロイヤリティ収入が充分に発明者に研究費または個人所得として還元される仕組みがインセンティブになると考える。								
が充分に発明者に研究費または個人所得として還元される仕組 おがインセンティブになると考える。		担当						
2 TLO役 3 1. 研究者の本質的特性として学術発表優先は変らないだろう。また、本当に変えるべきであろうか? 2. (インセンティブになると考え方)								
1								
3	2	TL0役			3			
2								
TLOで								
TLO版								
まったく理解も意識もされていない。そもそも論文発表の目的 りも理念 / がご自分の業績評価にあるとかたくなに思い込んでいるために 教員にはイン・社会貢献とよく言われますが、研究成果を社会に貢献させるとは何の事か、そのためにはどうあるべきかをしっかり理解 大学の先生方に人参をいくらぶらさげてもだめと思う。また、人参がないと動かない先生は対象 つの実績が必要。 1. 特許出願における教官の時間的、費用負担減がポイント2. 研究成果の実用化による社会的貢献	3		1	2		4		
がご自分の業績評価にあるとかたくなに思い込んでいるために		貝						
このような結果になったのではと思う。								
2. 社会貢献とよく言われますが、研究成果を社会に貢献させ ンセンティ 古くは何の事か、そのためにはどうあるべきかをしっかり理解 していただく事が一番大切なインセンティブになると思う。大学の先生方に人参をいくらぶらさげてもだめと思う。また、人参がないと動かない先生力を引きが必要と 思う。全体のレベルPは対象外とするくらいの姿勢が必要と 思う。全体のレベルPは対象外とするくらいの姿勢が必要と 思う。全体のレベルPは対象外とするくらいの姿勢が必要と 現う、全体のレベルPは対象外とするくらいの姿勢が必要と 現う、全体のレベルPは対象外とするくらいの姿勢が必要と 現立、研究成果の実用化による社会的貢献 元イブになるとの 1. 高い特許料などによる経済的インセンティブが基本 回答者:大2. 経済的なもの 2. 経済的なもの 2. 経済的なもの 2. 技術の実用化促進、大学や研究室、個人への利益(研究 担当役職 日本行・新り取り、								
していただく事が一番大切なインセンティブになると思う。大学の先生方に人参をいくらがらさげてもだめと思う。また、人参がないと動かない先生は対象外とするくらいの姿勢が必要と思う。全体のレベルルよりも一つの実績が必要。								
学の先生方に人参をいくらぶらさげてもだめと思う。また、人参がないと動かない先生は対象外とするくらいの姿勢が必要と思う。全体のレベルPよりも一つの実績が必要。 4 TLO役 1 2 1. 特許出願における教官の時間的、費用負担減がポイント2. 研究成果の実用化による社会的貢献 ディブにな ティブにな 2. 経済的なもの 1. 高い特許料などによる経済的インセンティブが基本 空答者:大名、経済的なもの 1. 高くまでも学術発表が優先されるべきであるが、可能な範囲で特許出願の技術の実用化を目指すことが望ましい。 2. 技術の実用化促進、大学や研究室、個人への利益(研究費)還元。 7 TLO職 1 2 2. 大学のミッションとその中でのパテント・ポリシーの位 整備がインセンティブの周知徹底。 発明者の研究環境の整備(ポスドクの雇 関策情がインセンティブの関策の対象では、遊別となる。 2. 大学の記録を表しました。 2. 大学の活成など)に使える還元とすること。 8 TLO職 1 2 1. 研究分野によっては、学術発表優先。産業との関連深い分野では、並列となる。 2. 人事、処置に反映すること。 9 TLO職 1 1 1 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。								
4 TLO役 1 2 見つ。全体のレベルルよりも一つの実績が必要と見う。全体のレベルルよりも一つの実績が必要。 社会的貢献がイント 社会的貢献がイント 社会的貢献がイント 社会的貢献がインセンティブになるとのでは、並列となる。 2. 大学のミッションとその中でのパテント・ポリシーの位置づけの周知徹底。 発明者の研究環境の整備(ポスドクの雇整備がインセンティブになるとの 日本研究変の拡張など)に使える還元とすること。 2. 人事、処置に反映すること。 8 TLO職 1 2 1. 研究分野によっては、学術発表優先。産業との関連深い分学術分野の特性への配慮 8 TLO職 1 2 日 1. 研究分野によっては、学術発表優先。産業との関連深い分野では、並列となる。 2. 人事、処置に反映すること。 8 TLO職 1 2 1. 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。 1. 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。								
限う。全体のレベルルよりも一つの実績が必要。								
4 TLO役 目 2 目 1. 特許出願における教官の時間的、費用負担減がポイント 2. 研究成果の実用化による社会的貢献								
1	4		1	2				
1		員					2. 研究成果の実用化による社会的貢献	
2. 経済的なもの 学教員兼TLO 担当役職		+45, 147						
1 1 1 2 1 1 2 1 1 3 3 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5	5	教授	1					
6 TLO役							2. 経済的なもの	
日本の記録 日本の記述 日本	6	TI O∕⁄⊕			Н	4	 1	
2. 技術の実用化促進、大学や研究室、個人への利益(研究 いう観点 費) 還元。	ľ					٦		
7 TLO職 1 2 月 2 大学のミッションとその中でのパテント・ポリシーの位 研究環境の 置づけの周知徹底。 発明者の研究環境の整備(ポスドクの雇 整備がイン センティブ しなるとの 見								
置づけの周知徹底。 発明者の研究環境の整備(ポスドクの雇 整備がインセンティブ になるとの 日本の研究室の拡張など)に使える還元とすること。							費)還元。	
用や研究室の拡張など)に使える還元とすること。	7		1	2			2. 大学のミッションとその中でのパテント・ポリシーの位	
R TLO職 1 2		員					置づけの周知徹底。 発明者の研究環境の整備(ポスドクの雇	
TLO職 1 2 1. 研究分野によっては、学術発表優先。産業との関連深い分 学術分野の特性への配 1. 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。							用や研究室の拡張など)に使える還元とすること。	
員 野では、並列となる。 特性への配 2. 人事、処置に反映すること。 慮 9 TLO職 1 1. 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。	_	TI ORM		_	H	L	。	
2. 人事、処置に反映すること。 虚 9 TLO職 1 1. 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。	ď		Т	2				
9 TLO職 1 1. 国内産業への貢献も、適宜必要と考えられたい。		, ,						
	9	细O IT	1		Н			DEX.
	ľ		'				2. 教員の評価に、特許出願の実績、特に大学への還元を行う	
しくみを実行しているTLO経由の出願評価を高くしてほしい。								

事例 1

整		1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
理	回答	処	畄	学	そ		(プロジェクト によるメモ)
番	者					1. 選択理由に関するコメント	による 入て)
븃	職責				他	2. 教員の特許出願促進関するコメント	
		映	願	先			
	TL0役		2				
	員						
	TLO役	1	2			2. 特許を評価の対象にする。	
40	貞 TLO職			\vdash	4	4 原生ウナターの判断にそんぎったほかいはりがちったすか	2
	ILU職 員				4	1. 優先度を個人の判断に委ねざるを得ない状況があるとすれ	
	ᆽ					ば、問題である。両立できる制度・体制が必要と考える。 2. インセンティブ以前の問題。大学(学部)の役割をどう者	
13	TLO職	1		_		えるかが重要。 2. 特許出願することが、人事や処遇、昇格にプラスになるこ	-
		'				2. 付計山限することが、八事で処理、升俗にノノ人になると	
	TLO職	1				こ。 2. 特許出願実績を教官の業績評価へ反映させる。特許による	
						2. 特別出版失過を教育の未過計画、次次ととる。特別によるロイヤリティ収入。	
15	TLO職	1	2			1. 研究者が学会発表を優先するのは当然と思います。しか	
	員		_			し、学内発明委員会の活性化とTLOの出現により、学会発表の	
						スケジュールに影響することなく、特許出願できるようになる	
						と考えています。	
						2. 研究者の処遇に特許出願を導入。 ロイヤリティを通じ	
						た研究資金の還流(TLO等の活用)。 特許戦略をサポートす	
16	TLO職	1				るリエゾンオフィス職員に対する人事評価の向上。 2. 実用化している特許の所有について、人事・処遇に反映す	
	員					రె.	
	TL0役	1	2			1. 学会発表が公的利益に反するとはかならずしも云えない。	
	員					2. 迅速に特許出願が出来るシステムと特許利益の発明者への	
						還元。特許出願を業績として評価する制度の定着。	
	TL0役	1				1. 研究能力の不足な教員は切り捨てになるという意識が大	インセン
	員					切。	ティブは精
						2. 金銭的な面のみならず起業達成感が重要。(インセンティ	
						ブとは逆だが、事業化がどれほど大変か実感させること)	も考えるべ
			_				きとの指摘
	その		2			1. 特許出願が早く出来れば(例えば1か月)、出願後に論文	
	他					を投稿できた。両者のプスになった。	も加味すべ
						2. 昇進時に考慮する(ただし、ロイヤリティー収入の有る	
20	TI ORS	_	0	Н		もののみ)。 個人及び研究家へのロイヤリティーの配分	摘
	TLO職 員	1	2			2. 業績評価にくみいれる。 (論文とほぼ同等レベルに)	

産業界の回答者の所属は次のように簡易分類して表示

鉱業:鉱業(金属、非金属)

製造業:(食品、飲料、繊維、パルプ、化学、医薬、化粧、ゴム、可塑、窯業、鉄鋼、非鉄、機械、精機、電機、輸送、)

建設業:工事(土木、建築、電設) 卸売・小売業:商業(商社、小売)

金融・保険・不動産業:金融(銀行、保険、証券、)

電気・ガス・熱供給・水道業: 基盤(電力、ガス、水道、鉄道、航空)

運輸・通信業:基盤(通信、出版、石油)

サービス業:サービス

行政サービス

なお,上記に略称については下記参照.

化粧:化粧品

石油:石油精製

可塑:プラスティック

非鉄:非鉄金属製錬、精製

精機:精密機器

輸送:自動車等

小売:百貨店を含む

整				3			
理番号	職責	遇反	速出	学術優先	て	1. 選択理由に関するコメント 2. 教員の特許出願促進関するコメント	ジェクト メモ)
	金融(協 会)·専務 理事	1				2. 特許出願の実績も、人事・処遇の評価項目に入れ る。	
	製造(電機)·研究開発本部長	1	2			2. 対外発表時の出願の有無の届出制度の導入及び、出願・特許に対する評価の指標の設定並びに評価の業績の反映	
	製造(窯 業)·研究 開発本部 長	1				2. 有効な特許によるロイヤルティー等の収入があれば、一部を大学教員に支払う等の報酬策がいる。	
4	製造(電機)·常務 取締役	1	2			1. 特許出願を優先すべき。大学が成果を社会に還元するための公的責任である。 2. 人事・処遇への反映、 簡単に出願できるサポート体制の整備、 出願に関する奨励金や、権利実施に関して利益が還元される(個人へ、及び研究予算として) 仕組みの構築	
5	製造(医 薬)・研究 情報部長	1				1. 日本のDr.は特許取得に対する意識が極めて低い 帰属の判2. 褒賞制度を設け、特許が成立した場合と実用化され 果が出てた場合に届出をしてもらい、その上で個人帰属か否かを判断する。	
6	製造(精 機)·開発 部長	1	2			2. 金銭面での配慮。	
	製造(輸送)・技術 研究所・総 務グルー プ長	1				2. 特許の権利およびその活用策の自由度。	
	サービス (設計)・ 統括部長	1	2			2. 人事と処遇。	
9	サービス (デザイ ン)·技術 統括室長		2			2. 特許事務所等特許作成の協力体制の不備。	
10	製造(繊維)·企画 部長					1. 設問の意図が不明。この問題はむしろ大学で行われた研究結果がどう扱われるべきか、という議論が先にあるべきではないか。おそらくは仕組みが整っていた方が出願されやすくなるだろうが・・・。 2. 質問の意図が不明。これも研究結果がどの様な形で成果すべきかという議論がまずあるべき。	

事例 1

整				3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優	
理番	回答者 職責	処遇	谏	紤	そ	1. 選択理由に関するコメント	(プロジェクト によるメモ)
留号	144.貝	反	出	優	の他	2. 教員の特許出願促進関するコメント	,
11	製造(電	映	艆	先	!	1. 学会での発表が優先されているであろう状況は推	:油
	機)·企画				7	できるが、その根底にあるものが理解できておりませ	ī h
	推進室主 事					ので判断に苦しみます。大学内部の処遇制度を変えた	:だ
	尹					けでは不充分でないかと想像します。 2. 制度面でのインセンティブは比較的進んでいるの	って
						はないかと考えます。特許軽視は、風土的に根強いも	50 l
						があるように感じます。むしろ、諸々のことをオーフ にして、インセンティブを得ることへの不等な批判な	
						を無くしていくことが大事ではないでしょうか。	
12	製造(電	1	2			1. 学術成果が社会的影響と切り離したところで評価	
	機)·研究 所					れるシステムを変えて行く必要がある。 2. 事業化を発明者自ら推進することが可能なシステ	の関与
	<i>[7]</i> [2. 事業にを光明自自ら推進することが可能なノステ づくり。ただし単独でできない場合はベンチャーキャ	
10	生小生 / +/#		_			タルの投資対象とする。 1. 二者択一的な問題ではなく、両立を図るべきこと	(4) 安建亚海
13	製造(機 械)·相談	1	2			1看抓一的な向題ではなく、両立を図るべきこと 言うまでもない。その上で優先度をつけるならば特許	
	役					願が上位。	
						2. 業績評価基準を明確にし、評価項目として研究論 と同レベルで特許出願を取り入れるべき。また論文の	
						用件数と同様、特許のライセンシングの件数も尺度と	
14	基盤(電	1	2			べき。 1. 特許制度を利用しないがために自分の会社や自国	11:-
	力)・役員		_			損害を与えた例としてよくとりあげられるような事件	
						あり、こういうことをおこさないのは当然である。 2. 民間企業と同様に、権利を大学組織に譲渡して対	+/ =
						2. 民間正案と同様に、権利を大子組織に譲渡して対 が発明者に支払われるようなルールにすべき。出願手	
						きや費用などは組織が負担すべき。	
15	製造(繊	1				1. 従来は実用化研究などは軽視されていた。	
	維)·技術					2. 評価・処遇に反映される様にする。	
16	部長 基盤(通	1	2	H		1. 大学の先生達が論文数で評価されるような現状を	改
	信)·技術					め、研究内容により評価されるように改めるべきだと	
	部長					う。 2. 特許内容により評価される仕組み作り。特許技術	is l
	++ 40 · 40	L				利用した企業の支援体制の確立。	, _
17	基盤(鉄道)	1					
18	製造(鉄	1				1. 注目される業績の中には、特許出願・取得も含ま	:n
	鋼)·副支 店長					るはず。特許の効率的書き方の教育が必要。 2. インセンティブ以前に、特許の効率的な書き方の	為
	III K					育が必要。特許取得数etc.による人事処遇。	77
		<u> </u>					

_				I -		= Maria - Maria	
整		1	2	3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先	備考
蓮		処	迅	学	マ	 選択理由に関するコメント 教員の特許出願促進関するコメント 	(プロジェクト
番	職責	遇	速	桁	ത	1. 選択理由に関するコメント	によるメモ)
号		反	世	優	佃	2. 教員の特許出願促進関するコメント	
		映	願	先	į.		
19	製造(樹	1					
	脂):企画						
L.	担当部長	١.	Ļ	<u> </u>	<u> </u>		
20	製造(機	1	2				
	械) 常務						
-	取締役	١.	Ļ	<u> </u>	₩	o ### // P. // - 18 A A = / L. // =	
21	製造(繊	1	2			2. 特許が実用化された場合のロイヤルティー、ライセ	
	維)·研究					ンスフィー e tcの研究費のバック。	
	企画部·主						
-00	席部員	_	_		<u> </u>	4 N並は 土色の生生としてもフセブラックでもり	
22	製造(医		2			1. 以前は、大学の先生もとてもアカデミックであり、	
	薬)·室長					名誉を重んじる傾向が強かったので学術発表を優先され	
						たが、最近では特許出願による権利の保有のほうが将来	
						的にもメリットが大きいことを認識されてきている。	
						2. 先生の研究成果が企業によってもっと活用されるよ	
						うな体制の整備強化 TLOの拡充・強化。	
22	스러 / ==		₩	-	—	4 中国教授计器正常保险的领债者原件工具工艺术	1.: -1. 11. /学)=
23	金融(証				4		kick back=償還
	券)·部長					い。私的利益と公的利益のコンフリクトというには適当	
						な例とは考えられない。学術の目的の位置付けの問題で	
						あり、出願と発明の双方をサポートする仕組みが必要で	
						あろう。	
						2. 特許が産業に生かされる仕組みと、その経済的な成 果が大学教員にフィードバックされる仕組みが必要	
24	基盤(鉄	1	2	-	-	(TLOと <u>金銭的なkick back)。</u> 1,2. 大学と企業とでは異なるかも知れないが、職務発	
24	基盤(跃 道)·技術	١.	-			1,2. 人子と正案とては異なるがも知れないが、職務第一 明を私的に利用することは当然望ましくない。しかし、	
	部					企業内の発明者への、補償金を含めた処遇や出願手続の	
	マネー					正案内の光明有への、補償金を含めた処遇や山願子続の一簡素化をアピールしなければ、特許の認知度が低くな	
	ジャー					同系にをアヒールしなければ、行所の認知度が低くなり り、出願前に学会等への発表を行うなどの勇み足もあり	
	J V -					得ることであろう。	
	1					付むここでのつう。	
25	製造(電	1	H	3	H	1. 特許出願を優先すべき。	
23	機)・企画			٦		1. 付計山線を優光すべる。 2. 報償金制度	
	部長					스· 마기夂	
26	製造(鉄	1	H	H	H	1. 企業では発表前の特許出願は常識。	
	鋼) 開発	Ι΄				2. 特許出願と給与のリンク、教授の条件。	
	企画部·次						
	長						
27	製造(化	1	H		H	1. 昔は、特許出願は助手昇任の際に考慮されなかった	
1-	学)·技術	Ι΄				ときく。最近は、少し変ってきているが、そこから変え	
	部・企画					ていかないとマインドは変らない。	
	室主席					2. 事業にむすびついた特許は、その何%かを出願者個	
1		1	1		1	人に与える等々が考えられるが、国家公務員たる資格の	
	1					ままでは障害があり、法的に不都合・不整合が生じると	
	1					思われる。	
28	製造(機	1	2		H	1. 企業では新しい技術に対しては特許出願が最優先と	
1	械) 取締	Ι΄	1~		1	位置付けられています。大学であっても同様だと考えま	
	役技師長					す。	
1		1	1		1	、。 2. 特許出願件数や内容に対して評価する仕組み作り。	
	1	•			-		

事例 1

整				3	4	事例1:発明に気付きながら学術発表を優先 備考	
理番号	回答者 職責	遇	щ	術優	その他	2. 教員の行計山原促進制するコグノー	,
	製造(精 機)·研究 部次長	1				2. ライセンス収入額を処遇反映の主要因子として採用すること。	
30	製造(医薬)·取締 役研究開 発本部長	1	2			1. 大学教官の評価が学術発表に偏重する限り、特許を 副次的に考える風潮は変らない。特許出願にタスクがと られることも問題で、特許出願を簡易化する仕組みも必差をつける! 変。 2. 新規性の高い基本特許に対しては、研究 費の増額等の処置や人事考課に採り入れられる等のイン センティブを研究者に与え、実用化(産業化)された発明に対しては応分の報酬所得が得られるようにする(法 的措置を含む)。	
31	基盤(建設)·専務取締役	1	2			1. 知的財産を評価しきっちりとサポートする体制が構築されておれば、この様な選択にはならなかったであろう。国益が優先されるべきと考える。 2. 制度的には充分に優遇されていると考える。後は優秀な国際的な特許専門家(各分野で)の育成が急務(otherwise 頼む気にならないのでは?)	
	基盤 (土 木)·事業 企画室課 長	1	2			2. 特許出願に手間と時間を要するので、出願を専門とした部署を設け、そこで推進する。	
33	製造(医薬)・研究計画推進部・担当部長	1	2	3		1. 工夫により特許出願のインセンティブは図れるが、知的欲求から学術発表での専門家どおしでの意見交換を重視する気風は、科学者であれば残ると思う。大学管理者がその点を理解したコントロールが必要。 2. 利益を生んだ特許を出願した発明者個人、あるいは発明者の属する講座、研究室への正当な見返りを考えるべき。特許により利益が得られた場合、一定の範囲で講座あるいは発明者に還元する制度(褒賞制度)を考えてみるべき。	
34	製造(電機): 専務 取締役	1	2			1. 大学教員に対するインセンティブと教員が産業界に 関与することについての規制の撤廃が必要。併せて特許 出願をサポートする(費用、手間)機能強化。 2. 国等が大学の評価に特許を重要視すること。具体的 なインセンティブは大学毎に考えるべきである。	
35	基盤(ガ ス)・企画 部課長	1				1. 例えば、米国の私立大学では論文数だけでなく、企 業との共同研究による成果、学生による授業の評価等多 面的な評価で業績、処遇を設定されているためにインセ ンティブが働く仕組みになっている。 2. 産業界では様々な報酬制度準備されており、近年そ の報酬額は大きくなっている。直後的なインセンティブ れたが議論の余 ではあるが、効果は大きいと考えられる。	<i>i</i>